

動物実験取扱要領

制定 平成17年4月1日 17要領第31号

最終改正 平成29年6月1日 29要領第13号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 動物実験の管理体制（第4条－第10条）
- 第3章 動物実験の実施（第11条－第22条）
- 第4章 実験動物の飼養及び保管（第23条－第35条）
- 第5章 教育訓練等（第36条・第37条）
- 第6章 事故等発生時の措置（第38条－第40条）
- 第7章 その他（第41条・第42条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、国立研究開発法人産業技術総合研究所ライフサイエンスに関する実験の倫理及び安全管理規程（27規程第77号。以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う動物実験（以下「実験」という。）について手続その他必要な事項を定めることにより、実験の安全性の確保、科学的妥当性、動物福祉及び危害の防止の観点から、その適切な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実験動物 動物実験等のため、施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- 二 組換え動物 実験動物のうち、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する方法により得られた核酸又はその複製物を有するものをいう。
- 三 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）別表に掲げられた動物又は都道府県若しくは市区町村が条例、規則等で指定した動物をいう。
- 四 特定外来生物 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）の別表第1に掲げる動物をいう。
- 五 輸入サル 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第54条第1号により規定される地域より輸入されるサルをいう。
- 六 実験施設 実験を実施する施設をいう。

- 七 飼育施設 実験動物の飼養又は保管を行う施設をいう。
 - 八 施設 実験施設及び飼育施設をいう。
 - 九 設備 実験動物の生理、生態、習性等に応じて設けた設備であつて、施設に置かれるものをいう。
 - 十 実験責任者 実験を計画し、及び当該計画が承認された後にあつては、当該実験を行うことについて中心的な役割を果たす者をいう。
 - 十一 実験従事者 実験に参画する者又は実験に係る資料の管理に携わる者をいう。
 - 十二 飼育技術者 実験動物の飼養、保管又は実験の実施を補助する者をいう。
- (他の法令等との関係)

第3条 実験の実施、安全、実験動物の取扱い等については、関係法令等、規程及びこの要領の定めるところによるほか、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）に準拠する。

第2章 動物実験の管理体制

(安全管理部長)

第4条 安全管理部長は、規程第8条の規定により、研究所が行う実験の倫理及び安全に関する管理業務を統括する。

- 2 安全管理部長は、実験が動物の福祉及び危害の防止並びに安全に十分配慮して行われるよう、第6条の統括安全主任者を指導するとともに、必要な体制を整備する。

(ライフサイエンス実験管理室)

第5条 ライフサイエンス実験管理室は、実験に関し、次に掲げる事項の指導及び監督を行う。

- 一 教育及び訓練に関すること。
- 二 実験の実地調査に関すること。
- 三 実験の安全管理に関すること。
- 四 実験動物の飼養及び保管に関すること。
- 五 その他動物福祉に関すること。

(統括安全主任者)

第6条 研究所に、統括安全主任者を置く。

- 2 統括安全主任者は、実験に係る環境管理、安全管理及び動物愛護に関して識見を有する職員のうちから、安全管理部長が指名する。
- 3 統括安全主任者は、次条に規定する安全主任者を統括する。

(安全主任者)

第7条 研究所に、安全主任者を置く。

- 2 安全主任者は、実験に係るバイオセーフティに関して識見を有する職員のうちから、安全管理部長が指名する。
- 3 安全主任者は、関係法令等、規程及びこの要領を十分理解するとともに、バイオセーフティの知識、技術その他これらに関連する知識及び技術を習熟しなければならない。
- 4 安全主任者は、実験を計画し、中心になって行おうとする者が所属する部門等の長に対し、次に掲げる事項について指導及び助言を行う。

- 一 関係法令等、規程及びこの要領の遵守に関すること。
- 二 実験動物の使用数の低減、代替法及び苦痛の軽減に関すること。
- 三 実験の安全管理及びバイオセーフティに関すること。
- 四 実験に係る教育訓練の実施に関すること。
- 五 その他実験の環境管理及び安全管理に関し必要な事項
(実験動物管理者)

第8条 研究所の各飼育施設に、実験動物管理者を置く。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の福祉、飼養及び習性に関して見識を有する職員等のうちから、安全管理部長が指名し、ライフサイエンス実験管理室が統括する。
- 3 実験動物管理者は、次に掲げる事項を行う。
 - 一 実験動物の飼養の管理
 - 二 実験動物の生理、生態、習性等に応じた設備の整備及び管理
 - 三 飼育技術者に対する指導
- 4 実験動物管理者は、飼養されている動物種ごとの数を常に把握しなければならない。
(実地調査員)

第9条 研究所に、実地調査員（以下「調査員」という。）を置く。

- 2 調査員は、実験に関して高い知見を有する研究所以外の者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 調査員は、次に掲げる事項について1年に1回以上実地調査を行い、その結果を実地調査実施報告書により、安全管理部を經由して理事長に報告する。
 - 一 飼育施設における実験動物の飼養及び保管状況
 - 二 その他必要な事項
- 4 調査員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(部門等の長)

第10条 部門等の長は、安全管理部長及び安全主任者が行う指導又は助言に従い、当該部門等で行われる実験が環境及び安全に十分配慮して行われるよう実験責任者及び実験従事者（以下「実験責任者等」という。）を指導及び監督するとともに、必要な体制を整備する。

第3章 動物実験の実施

(動物実験委員会)

第11条 研究所に、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じ、この要領に定める事項その他実験に関し必要な事項について調査審議し、理事長に答申又は意見する。
- 3 前項に定めるもののほか、第18条第3項ただし書きに規定する軽微な事項を決めるものとする。
- 4 委員会は、関係法令等の定めるところにより、動物愛護の観点、科学的妥当性の観点及び安全性の確保の観点から、次に掲げる事項に留意し、調査審議を行わなければならない。
 - 一 実験動物を使用する以外の手段で、実験の実施が可能であるかどうかの検討がされていること。

二 実験の目的及び科学的意義が明確であり、実験過程及びその結果から生ずる倫理的な問題が明らかにされていること。

三 実験を行う上で、実験動物に与える苦痛を軽減するための措置が検討されていること。

四 使用する予定の実験動物が、必要最小限になるよう検討されていること。

(委員会の組織)

第12条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 動物実験等に関して優れた識見を有する職員等のうちから理事長が指名する者

二 動物実験等に関して優れた識見を有する者であって理事長が委嘱する者

三 実験動物に関して優れた識見を有する者であって理事長が委嘱する者

四 その他理事長が必要があると認める学識経験を有する者

2 委員会に委員長を置き、委員のうちから、理事長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(作業部会)

第13条 委員長は、委員会に作業部会を置き、実験計画書の予備審査を行うことができる。

2 作業部会は、安全管理部長が指名する者をもって組織する。

3 作業部会に、主査を置き、役職員のうちから、安全管理部長が指名する。

4 主査は、作業部会の事務を掌理する。

5 主査に事故があるときは、主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 作業部会は、主査が招集する。

(委員会の運営)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長は、調査審議するにあたり委員会を開催する必要があると認める場合には、委員の意見を聴くことにより、その可否を決することができる。ただし、その結果を委員会に報告するものとする。

6 委員会で審議した次条に規定する実験計画書、第20条に規定する実験報告書その他委員会が必要があると認める資料は、実験報告書が追加された後10年間保存する。

7 委員会の事務は、ライフサイエンス実験管理室が行う。

8 この要領に定めるもののほか、委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って決定する。

(実験計画書の提出)

第15条 実験責任者は、あらかじめ安全管理部長が別に指定する動物実験計画書（以下「実験計画書」という。）を作成し、その所属する部門等の長の承諾を得て、理事長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実験責任者は、実験動物を使用する必要性を科学的に十分精査した上で、適正な実験動物の動物種及び系統を選定するとともに、必要最小限の実験動物使用数を設定し、実験動物に与える苦痛の低減を図り、安全に配慮した実験を計画し、その実施の内容を実験計画書に明確に記載しなければならない。

3 理事長は、第1項の規定により実験計画書の提出を受けた場合には、実験の実施を計画している事業所等の事業所長等及び実験責任者の勤務地である事業所等の事業所長等にその旨を通知する。

(実験計画の審査)

第16条 理事長は、実験計画書が提出された場合には、当該実験計画の実施の可否等について、委員会に諮問する。

2 委員長は、第13条に規定する作業部会に実験計画の予備審査を行わせることができる。

3 委員会は、第1項の規定により諮問を受けた場合には、当該実験計画を審査し、次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果を理事長に答申する。この場合において、委員会は当該実験計画についての意見及び実施に当たっての条件等を付すことができる。

一 承認可

二 承認不可

三 差戻し

四 付議不要

(実験計画の承認)

第17条 理事長は、前条第3項の規定により委員会の答申があった場合には、必要に応じて安全管理部長の意見を聴き、速やかに実験計画の承認、不承認、差戻し又は付議不要のいずれかを決定し、実験責任者に、その所属する部門等の長を経由して通知する。ただし、委員会が承認可とした実験計画以外の実験計画を承認すること及び委員会が付した条件を緩和することはできない。

2 実験責任者は、前項本文の規定により実験計画の承認を受けたときは、実験を実施することができる。

3 理事長は、第1項の規定により決定した場合には、実験が実施される事業所等及び実験責任者の勤務地である事業所等の事業所長等にその旨を通知する。

(実験計画の変更等)

第18条 実験責任者は、前条第1項本文の規定により承認を受けた実験計画を変更する場合には、新たに実験計画書を作成し、その所属する部門等の長の承諾を得て、理事長に提出しなければならない。

2 実験責任者は、実験計画期間内において前条第1項本文の規定により承認を受けた実験実

施期間を超えて実験を行おうとする場合には、新たに実験計画書を作成し、その所属する部門等の長の承諾を得て、理事長に提出しなければならない。

3 前三条の規定は、前二項の場合について準用する。ただし、委員会の認める軽微な事項については、この限りでない。

(実験の制限、中止等)

第19条 安全管理部長は、実施中の実験について、当該実験が関係法令等、規程及びこの要領に違反している場合若しくは第17条第1項本文の規定により承認を受けた実験計画から逸脱している場合又はそのおそれがあると認める場合には、速やかに、当該実験の継続の可否について、理事長に照会しなければならない。ただし、緊急を要すると認める場合は、当該実験の制限又は中止を実験責任者に命ずることができる。

2 事業所長等は、当該事業所等において実施予定又は実施中の実験について、当該事業所等における安全衛生又は環境に問題があると認める場合には、当該実験の継続の可否について理事長に照会しなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、当該実験の制限又は中止を実験責任者に命ずることができる。

3 理事長は、第1項又は前項の規定により、事業所長等から実験の継続の可否について照会があった場合又は委員会が実施中の実験について制限若しくは中止の意見を述べた場合には、必要に応じて安全管理部長の意見を聴き、当該実験の制限又は中止を実験責任者に命ずることができる。

4 前項の場合において、理事長は、実験が関係法令等、規程及びこの要領に違反している場合若しくは第17条第1項の規定により承認を受けた実験計画から逸脱している場合又はそのおそれがあると判断した場合には、速やかに当該実験の制限、中止等の必要な措置を講じなければならない。

(実験報告書の提出)

第20条 実験責任者は、次に掲げる場合には、速やかに、安全管理部長が別に指定する実験報告書を作成し、その所属する部門等の長を経由して理事長に提出しなければならない。

一 第17条第1項本文の規定により承認を受けた実験実施期間が満了した場合

二 実験を中止した場合

(実験報告書の報告)

第21条 理事長は、前条の規定により提出された実験報告書について委員会に報告しなければならない。

(実験責任者等の責務等)

第22条 実験責任者等は、関係法令等、規程及びこの要領を遵守するとともに、使用する実験動物に関し、実験中に起こりうる事故の範囲及び事故発生時等の緊急時の処置について十分な知識を有し、かつ、技術的修練を経ていなければならない。

2 実験責任者は、次に掲げる事項を行う。

一 実験計画に精通した上で、実験の実施に際して安全主任者との堅密な連携の下、実験全体を適切に管理し、及び監督し、実験の実施に責任を負うこと。

二 実験従事者に対して、安全確保に関する教育、訓練、指導及び助言を行うこと。

- 3 実験責任者は、第27条の規定に基づく適正な実験操作を定め、第17条第1項本文の規定により承認を受けた実験の必要な限度において、できる限り実験動物に苦痛を与えない方法の手技又は手法を実験従事者に十分習得させなければならない。
- 4 実験責任者は、第28条の規定に基づく適正な実験動物の処分を行うために、予め処分法を定め、その手技を実験従事者に十分習得させなければならない。
- 5 実験責任者等は、第29条の規定に定める危害の防止のための措置を講じなければならない。
- 6 実験責任者等は、前3項について新たな知見を取得することで、代替法の採用又はより適正な安楽死法、実験手技若しくは手法を選定するために、毎年度1回以上定期的に教育訓練を受講しなければならない。
- 7 実験責任者等は、研究所が認めた施設以外で、実験動物の飼養又は保管を行ってはならない。
- 8 実験責任者等は、物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体又は組換え動物を用いる安全管理上の注意を払う必要がある実験を実施するときは、関係法令等及び規程類に従い、適切な対応をとらなければならない。

第4章 実験動物の飼養及び保管

(飼育施設の設置・運営等)

第23条 実験責任者等は、研究所に新たな飼育施設の設置又は既存飼育施設の拡張等、飼育施設の規模又は機能に変化が生じる行為を行ってはならない。ただし、研究所が必要と認めた場合はこの限りでない。

(動物飼育施設運営委員会)

第24条 研究所に、動物飼育施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の任務)

第25条 運営委員会は、動物飼育施設の運営に関する次に掲げる事項を行う。

- 一 毎年度の運営方針の審議、予算執行計画の決定
- 二 動物飼育施設における利用の許可
- 三 動物飼育施設の指定
- 四 その他動物飼育施設運営のために必要な事項

(運営委員会の組織)

第26条 運営委員会は、委員長1人及び委員若干人により組織する。

- 2 委員長は、安全管理部長をもって充てる。
- 3 委員は、職員等のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、前項の委員のほか、動物飼育施設運営委員会を開催する場合において必要と認めるときは、その都度、職員等のうちから委員を指名することができる。
- 5 委員長は、会務を総理する。

(運営委員会の運営)

第27条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営委員会の議事は、運営委員会の審議を経て委員長が決定する。
- 3 運営委員会の事務は、ライスサイエンス実験管理室が行う。

4 この要領に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って決定する。

(実験動物の導入)

第28条 実験責任者は、予め実験動物管理者と協議の上、第17条第1項本文により承認された実験計画に従い、実験動物を適正に施設に導入しなければならない。ただし、特定動物又は特定外来生物を導入する場合には、別に指定する方法によらなければならない。

2 実験責任者は、他の実験動物の健康を損ねることのないように、新たな実験動物を施設に導入する前に、当該実験動物に対して必要な検疫を実施しなければならない。ただし、検疫業務を導入元又は研究所以外の者に委託した場合は、この限りでない。

3 実験責任者は、研究所の飼育施設に実験動物を導入した場合には、安全管理部長が別に指定する実験動物導入報告書を、当該施設の実験動物管理者及びライフサイエンス実験管理室に提出しなければならない。

(実験動物の飼養及び保管)

第29条 ライフサイエンス実験管理室は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保に努めるものとする。

一 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。

二 実験動物が、実験の目的に係る疾病以外の疾病に罹患することを予防すること。

(実験動物の輸送)

第30条 実験責任者等は、実験動物を輸送する場合には、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全並びに実験動物による事故の防止に努めるものとする。

一 実験動物の疲労及び苦痛を小さくするため、できる限り短時間の輸送方法を選ぶこと。

二 輸送中の実験動物に、適切に給餌及び給水を行うこと。

三 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分した輸送方法を採用とともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。

(実験操作)

第31条 実験責任者等は、科学的及び動物福祉の観点から、実験動物に適切な実験操作を施さなければならない。

2 実験責任者等は、人への危害の防止のため、及び実験操作を容易にするため、当該実験動物の保定を行う場合には、実験動物にできる限り苦痛を与えない方法で行わなければならない。

3 実験責任者等は、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛剤の適切な投与その他の方法により、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにしなければならない。

(実験動物の処分)

第32条 実験責任者は、実験動物を処分する場合には、致死量以上の麻酔薬の投与その他できる限り実験動物に苦痛を与えない方法によって行わなければならない。

2 実験責任者は、研究所の施設において特定動物を処分した場合には、速やかに実験動物管

理者に報告しなければならない。

- 3 実験責任者は、実験動物の死体について、人の健康及び生活環境を損なわないよう適切な処置を講じて処理しなければならない。

(危害の防止)

第33条 実験動物管理者は、施設に関係者以外立入禁止の掲示を行い、実験動物の飼育管理、保管、実験等に関係のない者が実験動物に接することを防止しなければならない。

- 2 実験動物管理者、実験責任者等及び飼育技術者は、次に掲げる事項に従い、実験動物による危害の防止に必要な情報の提供を相互に行うように努めなければならない。

- 一 実験動物管理者は、実験責任者等に対して実験動物の取扱方法についての情報を提供するとともに、飼育技術者に対し、その飼育管理及び保管について必要な指導を行うこと。

- 二 実験責任者等は、実験動物管理者に実験動物についての情報を提供するとともに、飼育技術者に対しその飼育管理及び保管について必要な指導を行うこと。

- 三 飼育技術者は、実験動物の飼育管理又は保管に問題がある場合には、実験動物管理者及び実験責任者等にその状況を報告し、指示を受けること。

- 3 施設に立ち入る者は、白衣、手袋等の着用、手洗いの励行その他の方法により、実験動物又は人に由来する感染源による感染症、疾病の罹患等の防止に努めるとともに、実験動物を微生物学的に清浄な状態に維持するように努めなければならない。

- 4 実験動物管理者、実験責任者等及び飼育技術者は、施設及び設備の保定器具、飼育ケージ、窓、ドア等の点検を行い、実験動物の逸走を防止しなければならない。

- 5 実験動物管理者は、実験動物の飼育施設外への逸走の防止策及び逸走時の対応策を作成し、実験責任者等及び飼育技術者に守らせなければならない。

- 6 実験動物管理者、実験責任者等及び飼育技術者は、実験動物が施設から逸走した場合には、前項の対応策に従い速やかに対処するとともに、別に作成する連絡体制その他の方法により関係者に通報し、事故の拡大防止に努めなければならない。

- 7 安全管理部長は、実験動物が施設から逸走した場合には、事故の拡大防止に努めなければならない。

(環境の保全)

第34条 実験動物管理者、実験責任者等及び飼育技術者は、環境の汚染、悪臭の発生、騒音の防止その他生活環境の保全のために、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 実験動物の汚物、死体等を適切に処理すること。

- 二 施設及び設備を常に清潔にすること。

- 三 施設及び設備を整備すること。

(飼養届)

第35条 ライフサイエンス実験管理室は、特定動物、特定外来物又は輸入サルに該当する動物を飼養する場合には、関係法令等及び飼育施設の属する事業所等を管轄する都道府県又は市区町村の条例、規則等に定める手続に従い、実験動物について必要な申請、届出等を行わなければならない。

第5章 教育訓練等

(教育訓練)

第36条 安全管理部長は、毎年度1回以上、安全主任者、実験責任者等及び飼育技術者に対し、次に掲げる事項に関する教育訓練を行わなければならない。

一 関係法令等及び実験の実施に係る基本的事項の周知及び啓発

二 その他実験の実施に関し必要な事項

2 実験責任者等は、前項の教育訓練を受講しなければ実験を実施してはならない。

3 実験責任者は、実験従事者に対し、当該実験従事者が従事する実験の内容に応じ、第1項に掲げる教育訓練を、当該実験に従事する前に受けさせなければならない。

(健康管理)

第37条 事業所長等は、その置かれる事業所等を勤務地とする実験責任者等及び飼育技術者に対し、健康診断その他の健康を管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 実験責任者等は、前項の規定により実施される健康診断を受けるものとする。

第6章 事故等発生時の措置

(事故等発生時の措置)

第38条 事故、地震その他災害により、実験動物の逸走等が発生又は発生するおそれのある事態（以下「事故等」という。）を発見した者は、その旨を当該事故等に係る実験の実験責任者等に通報しなければならない。

2 実験責任者等は、前項の通報を受けたとき又は次に掲げる場合には、直ちにバイオハザードの発生又は拡大を防止するための応急の措置を講ずるとともに、その旨を所属する部門等の長、事故等が発生した事業所等の事業所長等及び安全主任者（研究所外の事故にあつては、当該実験責任者の勤務地である事業所等の事業所長等及び安全主任者）に通報しなければならない。

一 実験動物から外傷を受けた者がいるとき。

二 実験動物に由来する感染源により、重篤な感染症に感染した者がいるとき。

三 施設内の安全設備の機能に重大な欠陥が発見されたとき。

四 その他倫理又は安全上の問題が生じたとき。

3 安全主任者は、前項の通報を受けたときは、統括安全主任者に報告しなければならない。

4 統括安全主任者は、前項の報告を受けたときは、安全主任者及び実験動物管理者に必要な措置を執るよう指示するとともに、直ちに安全管理部長に報告しなければならない。

5 安全管理部長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく理事長へ報告するものとする。

6 実験動物管理者、実験責任者及び飼育技術者は、地震、火災その他の災害が発生した場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 速やかに実験動物を保護すること。

二 施設を点検し、異常があるときは適切な対策を講じること。

三 実験動物の逸走、施設の破損等により一般社会に影響を及ぼすおそれのあるときは、別に作成する連絡体制その他の方法により関係者に周知し、事故の防止に努めること。

(事故等の再発防止)

第39条 安全管理部長は、事故等が発生した場合には、速やかにその原因を調査究明し、再発

防止のための措置を講じなければならない。

(事故等に係る記録)

第40条 安全管理部長は、事故等が発生した場合には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 発生日時及び場所
- 二 事故原因及び状況
- 三 障害及び事態の程度
- 四 再発防止に係る措置
- 五 その他必要な事項

2 前項の記録は、10年間保存する。

第7章 その他

(自己点検、評価及び検証)

第41条 理事長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施しなければならない。

2 委員会は、前項で実施された自己点検及び評価の内容を確認しなければならない。

3 理事長は、自己点検及び評価の結果について、研究所以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第42条 理事長は、研究所における動物実験等に係る次に掲げる情報を毎年1回程度公表するものとする。

- 一 動物実験等に関する規程及び要領
- 二 実験動物の飼養及び保管の情報
- 三 自己点検及び評価の結果
- 四 研究所以外の者による検証結果

附 則(17要領第31号)

(施行期日)

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(つくばセンターつくば東事業所動物実験倫理要領等の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

- 一 つくばセンターつくば東事業所動物実験倫理要領 (13要領第200号)
- 二 北海道センター動物実験実施要領 (15要領第10号)
- 三 つくばセンターつくば中央第二事業所動物実験実施要領 (15要領第8号)
- 四 つくばセンターつくば中央第六事業所動物実験実施要領 (15要領第25号)
- 五 つくばセンターつくば中央第四事業所動物実験実施要領 (15要領第80号)
- 六 関西センター動物実験実施要領 (16要領第34号)

(経過措置)

3 この要領の施行前に前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる要領の規定によりなされた手続、申請、許可その他の行為は、これに相当する規定がある場合は、この要領の相当規定によりなされた手続、申請、許可その他の行為とみなす。

附 則(17要領第93号・一部改正)

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(20要領第46号・一部改正)

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(22要領第131号・一部改正)

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(22要領第226号・一部改正)

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(25要領第51号・一部改正)

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(26要領第31号・一部改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(26規程第71号・一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(27要領第9号・一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(27要領第139号・一部改正)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(29要領第13号・一部改正)

この要領は、平成29年6月1日から施行する。